

(1) 就職に関するご相談

就職を希望する方は、公共職業安定所（ハローワーク）に相談してください。ハローワークでは以下の支援を行っています。詳しくは、諫早公共職業安定所へお尋ねください。

 諫早公共職業安定所
 （ハローワーク諫早）
 問合せ先 TEL：0957-21-8609(42#)

職業相談・紹介	就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員が障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談、紹介、職場定着支援指導等を行います。
チーム支援	ハローワークを中心に福祉施設等の就労支援者からなる「障害者就労支援チーム」を結成し、職場の準備段階から職場定着まで一貫した支援を行います。
職業訓練	障害者専用訓練、一般の職業訓練への障害者の受け入れ並びに障害者能力開発校での職業訓練もあります。 訓練期間中には訓練手当、通所手当等が支給される場合があります。
障害者トライアル雇用	障害者の常用雇用への移行を推進するため、ハローワーク等の紹介により原則3か月（精神障害者は6か月）の試行期間を設け、事業所が障害のある方の雇用に取り組むきっかけを作ります。
短時間障害者トライアル	精神・発達に障害がある方の就業を短時間から始め、職場への適応状況に合わせて就業時間を週20時間以上になるよう目指していきます。



(2) 雲仙市障害者職場実習促進事業

平成25年4月1日から雲仙市障害者職場実習促進事業が開始されました。

 福祉総務課障がい班
 市役所総合窓口課
 問合せ先 各総合支所地域振興課

職場実習受入事業者には実習奨励金が支給され、職場実習を受けた障がい者の方には、自宅から実習先までの交通費を助成します。

○実習奨励金支給対象者

- ・「障害者就業・生活支援センター」のあっせんによる職場実習
（※実習期間中、実習援助者の支援が確保されていること）
- ・職場実習の期間は、5日以上1か月以内の範囲
（※1日の実習時間が4時間以上であること）